

武豊町一般不妊治療費等 助成制度を紹介します

▶ 問合せ 保健センター
☎ 72-2500

武豊町では、不妊検査・不妊治療を受けているご夫婦の、経済的な負担の軽減をはかるために、治療等に要する経費の一部を助成します。

対象となる検査・治療

不妊検査・不妊治療

(体外授精および顕微授精等の特定不妊治療は除く)

対象となる人

次の条件のすべてを満たすご夫婦

1. 婚姻の届出をした夫婦
2. 助成金の申請時に夫または妻のいずれか一方、または両方が武豊町に住民登録をしていること
3. 医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者

助成金額

限度額：5万円／年度

- ・1夫婦につき、年度（3月診療分から翌年2月診療分）ごとに、不妊検査・不妊治療に要した費用の合計を助成します
- ・1夫婦につき、合計5年度分まで助成します

申請手続

助成金の申請は年度に1回

- ・年度内（3月診療分から翌年2月診療分）に要した治療費等について、当該年度の3月10日までに申請してください。ただし、検査・治療を終了し、継続する予定のない場合等は随時申請をしてください
- ・申請は夫婦のうち、どちらか一方でまとめて申請してください

申請先

武豊町保健センター

8:30～17:15 ※休館日（土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12/28～1/4）は除く）

（注）様式第1号から様式第3号は町ホームページからダウンロードできます

申請に必要なもの

1. 不妊治療費等助成金交付申請書（様式第1号）
2. 不妊治療費等助成事業受診等証明書（様式第2号）
3. 不妊治療等に要した費用の領収書（原本）
4. a 住民票 b 戸籍謄本 c 夫と妻の各々の所得証明書（所得証明書は、1月1日に居住していた市町村で発行されます）
※ a～cの書類は、不妊治療費等助成事業に関する同意書（様式第3号）を提出していただくことで代えることができます。ただし、次に該当する場合は当該書類を必ず添付してください
① 本籍地が武豊町以外の人：戸籍謄本（提出を省略できる場合があります）
② 1月1日に武豊町に居住していない人：所得証明書
5. 印鑑・健康保険証

その他

- ・武豊町では、助成要件に所得制限を設けていません。ただし、本事業は愛知県の補助制度（所得制限有り）を受けて実施するため、所得確認をさせていただきます
- ・体外授精、顕微授精等の特定不妊治療については、愛知県が助成制度を実施していますので、半田保健所（☎21-3341）へご相談ください

